ウ　強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
エ　避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。
オ　高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。
⑵　広域交通規制等
ア　警戒宣言が発せられた場合は、必要により強化地域及びこれに隣接し、又は近接する地域における交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送を確保するため、関係の都道府県警察に対し交通の状況に応じて「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、必要な交通の規制又は誘導、自動車の利用の抑制の要請等の実施について指導調整するものとする。
イ　「広域交通規制道路」及び「広域交通検問所」は、あらかじめ定めるものとする。
9　情報通信の確保
地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、情報通信の確保については、以下に定めるとおりとする。
⑴　通信に関する措置
ア　通信の確保
㋐　警戒宣言が発せられた場合は、速やかに通信手段の機能の確認を行うとともに、警備体制の確立等に必要な通信を確保するものとする。その際、画像情報の収集、無線通話の同時モニター等被害状況を把握する通信手段の確保にも留意するものとする。
㋑　広域通信系等複数の都道府県警察の使用する無線通信系の効果的運用を図るものとする。
イ　通信制限
通信の輻輳、警察通信施設の重大な障害等のため警察活動に支障が生じると予想されるときは、通話の種類、通話時間、通話先等について通信制限を行い、災害警備活動に必要な通信を確保するものとする。
ウ　幹線通信の確保のための応急措置
幹線通信の確保に重大な障害が生じ、又は生じると予想される場合は、衛星通信回線による応急通信系の設定、無線多重回線の構成変更等通信の確保のための応急措置をとるものとする。
エ　通信資機材の支援
都道府県警察が行う災害警備活動に対し必要な通信資機材の支援を行うとともに、都道府県警察相互間の通信資機材の支援について調整を行うものとする。
⑵　情報システムに関する措置
警戒宣言が発せられた場合は、災害警備活動に必要な情報提供手段の確立等情報を有効に活用するための措置をとるものとする。
10　関係機関との協力
警戒宣言が発せられた場合には、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関と災害活動に関する相互協力に努めるものとする。
11　警察施設等の点検及び整備
警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の実施に必要な警察施設及び装備資機材の点検並びに整備を行うものとする。
第３　附属機関及び地方機関における措置
皇宮警察本部等の附属機関及び管区警察局等の地方機関は、第２編第１章第１節第11に基づき作成する計画において、第２に定める事項に関し必要な事項を定めるものとする。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
第１　警察通信施設の整備
大震法第６条第１項第２号の規定に係る警察通信施設については、特に以下の事項について、整備を図るものとする。
・　映像伝送システムの強化
・　警察移動通信システムの強化
・　警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進
第２　施設・装備資機材の整備
第１以外の災害警備活動の実施に必要な施設・装備資機材については、強化地域の特殊性を勘案し、整備を図るものとする。

第３節　訓練、教養等
第１　訓練の実施
地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、東海地震に係る防災訓練は、毎年１回以上、警察庁、関東及び中部管区警察局並びに管轄都県警察が参加し、本部設置運営訓練、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、交通規制訓練等を内容とし、実施するものとする。
この場合において、可能な限り、防災関係機関、公私の団体、住民等の参加を得て、総合的な実施に努めるものとする。
第２　警察職員に対する教養
警察職員に対して行う地震防災上必要な教養は、大震法に関する知識、東海地震に係る地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について計画的に行うものとする。
第３　住民等への情報伝達活動
警戒宣言が発せられた後の経過に応じて住民等に伝達すべき情報について、あらかじめ整理するものとする。また、住民等からの問合せ等に的確に対応できる体制を整備するものとする。

第２章　地方防災会議等が定める地震防災強化計画の作成の基準

第１節　地震防災応急対策に係る措置
第１　東海地震警戒警備本部の設置等
管轄都県警察は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに第２編第２章第３節第１―３―⑶の非常体制をとり、警視庁、県警察本部及び警察署に都県警察（警察署）東海地震警戒警備本部を設置するとともに、部隊の編成等所要の措置をとるものとする。
この場合において、東海地震警戒警備本部の組織及び任務分担、部隊の編成運用計画、部隊の招集等については、警察本部（警察署）長が、別に定めるものとする。
第２　地震防災応急対策に係る災害警備活動の基準
管轄都県警察が実施すべき地震防災応急対策に係る災害警備活動は、おおむね以下に掲げる事項を基準として、計画し、実施するものとする。
１　情報の収集・伝達
情報の収集・伝達は、おおむね以下の事項により行うものとする。
⑴　東海地震に関する情報等の伝達
ア　東海地震に関する情報等の伝達については、別図に示すところに従い、その具体的経路及び方法を定めるものとする。
この場合において、伝達事務は、東海地震警戒警備本部が設置されるまでの間は、執務時間内は災害警備実施担当課、執務時間外は当直等において行い、設置後は東海地震警戒警備本部において行うものとする。
なお、情報の内容に応じ、伝達方法について特に配意するものとする。
イ　都県知事が行う市町村長等への東海地震に関する情報等の伝達については、実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、可能な限り協力するものとする。
ウ　市町村長が行う地域住民等への地震予知情報、警戒宣言等の伝達については、実態に応じ、伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう、可能な限り協力するものとする。